補助金調査・評価シート[制度的補助]

補助金名等																			
補助金の名称		商店街環境施設整備事業費補助金										No.		60					
予算事業名		商工業推進事業																	
│ 予質科目 │		款 07商工費 項 01商工費						目 02商工業振興費											
		<u>節</u> 19負担金補助及び交付金 細々節 04商店街環境施設整備事業等補助金																	
		り環境	竟部層	産業振	興課					電話	番号	04	9-25	1-27	711		内線	Į.	253
at th	補助金の根拠																		
根拠条例等 開始年度		条例																	
		規則																	
		要綱 富士見市商店街環境施設整備事業等補助金交付要綱																	
		その他																	
		平成 5 年度 <mark>終期の設定</mark> □ 有(年度まで) ☑ 無																	
				費補即		Тг		体運		-	—— 助				゚ヾ゙		… 等補	助	
補助金	の分類			的補助				助費									•		
1-h p.t.	A = 100	_																	
補切	金の概要	罗																	
目 (何を対象 ような成り いのか。)	果を得た	以上を	きもっ D 整備	本(商) って組 備)に	織する	団体	\$等)	が行っ	うが	包設	坠備 事	業	(例	:街	路火	J. i	街路	尌、	小公
導入の (どうして 助制度を導 ければなり たのか。)	この補 導入しな らなかっ	向にな 集客力	ある 内 を 高	への大き 商店街 高める 算入し	を、地 商業拠	1域=	コミュ	ニテ	イヤ	さまか	ちづく	(1) (の核の	とし	て拝	耳生	させ	るた	め、
対象: (対象資格 ようなもの	はどの	①街路 ④街路	各灯、 各樹、	る対象 アー 花壇 備 ⑦	チ、ŧ 、噴水	ニュメン く (5	ト、案)ベン	内板・チ、・	ごみ	②カ - み入れ	ラー部 ኂ等ス							場	
交付け でをいましている。 で交いではいる。 ででない。 ででない。 ででない。 ででは、 ででいる。 ででは、 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	な基準 ているの 、交付時 料はどの	事業に ※県の	こつし D補助	··各種 ハては 功対象 確認書	、1,50 事業と)0万 :なっ	円) の った場	いず 合は、	れ <i>た</i> 、こ	か低し	ハ額を 金額に	と限り	隻と⁻	する					整備
(予算額を	[基礎 をどのよ ○している	補助対	付象事		実施σ	有無		59 7 i店街[-	在認し	√、	事業に	内容	等力	(適	正と	判断	でき
			寸予 定	り予算: を団体: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	数…2		(街話	路灯の)建	替え	費用	に対	する	補且	力(腐食	きによ	:る j	散

補助割台	3等
補助割合等 の明示	☑ 有 (□ 定額) □ 無(「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	☑ 市単独□ 国・県・市□ 国・市☑ 県・市県 1/3 (分数表示)
上乗せ・横出し	□ 国·県の基準よりも拡充して交付している □ していない
上乗せ・横出 しがある場合 の内容と金額	

交付実績とコスト (単位:件·円) 平成20年度(決算) 平成21年度(決算見込) 平成22年度(予算) 項目 交付(見込) 0件 0件 2件 件数 交付(見込)件数 商店街が管理する街路灯の の増減要因 老朽化の進行 0 決算(予算)額(A) 0 3, 159, 000 0 0 国庫支出金 県支出金 0 0 1,053,000 源 内 0 0 その他 訳 0 0 2, 106, 000 一般財源 0 概算人件費(B) 0 20. 574 概算補助事業費 0 0 3, 179, 574 (A+B)次に掲げる書類を提出させ、実績報告を確認している。 実績報告の確認 ①収支決算書 ②工事中及び施設設置後の写真 (実績報告書受理 ③施工業者から商店街団体が受け取った領収書(写し) 時の確認資料は、 ※県補助金の加算となる場合は、上記①~③の他に次の書類を提出させる。 どのようなもの ①契約書の写し ②請求書の写し ③借入れの場合は、借入先及び借り入れ内容 か。) の確認できる書類及び返済計画書 ④検査調書等

廃止した場合の 問題点

(廃止した場合の問題点や継続しなければならない理由など)

補助を行うことにより、商店街の創意工夫とやる気を促し、結果として商業の活性化に寄与しているものであるため、仮に廃止した場合には、今まで以上に商業の衰退が懸念される。

併せて、街路灯に関しては、地域防犯の役目も果たしているため、廃止した場合には、市が整備する道路照明、防犯灯等の設置、維持に関する経費の増加が予想 される。

評価										
	評価項	目	判断理由	評 価						
必要性	社情致政がい会勢しの望か	合行施	商店街の活性化は地域の活性化につながり、また、商店街が地域コミュニティの核としての位置づけとなるためにも、自ら頑張る商店街への助成は商店街のモチベーションを高める上で必要である。 また、街路灯の整備は地域安全の観点からも必要である。	☑ 望ましい□ そうでもない						
優先	厳状ででいる。	の先施	厳しい財政状況であればこそ、市内産業の育成は必要不可欠であり、そのために実施する本補助制度は優先して実施すべきである。また、地域防犯の観点から、市民の安全を確保することは必要である。	☑ 優先すべき						
有効性	目的に しが出て るのか	果い	街路灯を設置することにより、全体的に暗いイメージのある 商店街へのイメージを払拭し、売り上げアップに伴う商業活 性化につながっている。 また、地域防犯にも寄与している。	☑ 成果が出ている□ あまり出ていない						
継続性	現まての的で、場合の続当入達る	し初目成	商業活性化と地域安全確保の観点からも、特に商店街の街路 灯については、一定の照度を確保する必要がある。 そのためには定期的な改修等が必要であり、その維持のため にも本補助制度は継続する必要がある。	☑ 達成できる						
	ı i	見直し	□ 重点化する(コストを集中的に □ 制度の変更(補助対象経費·補助							
=	□ 廃止 (年度まで)									
信	周 見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 長 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。 評									
1	当該市と	当該補助事業は、街路灯の整備などに対し、市の補助率1/3であり、この街路灯がなければ、市として防犯等などの設置を全額負担しなければならない状況になることを考えると、現状のまま継続していくことが得策と思われる。								